

医療区分の変更点

	<7月27日基本小委提出案>		<患者分類案>	
医療区分3	・疾患 状態	常時監視を要する状態	・疾患 状態	—
	医療処置	中心静脈栄養 レスピレーター使用 ドレーン法・胸腹腔洗浄 意識障害のある気管切開・気管内挿管	医療処置	中心静脈栄養 経静脈栄養 24時間持続点滴 レスピレーター使用 ドレーン法・胸腹腔洗浄 —（表現を変更して医療区分2へ） 酸素療法 個室管理 感染隔離室におけるケア
医療区分2	・疾患 状態	多発硬化症（ADL11以上） パーキンソン病（ADL11以上） その他神経難病（ADL11以上） 神経難病以外の難病（ADL11以上） 脊髄損傷（ADL23以上） 疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 暴行が毎日みられる状態 ケアに対する抵抗が毎日みられる状態 褥瘡（2度以上又は2箇所以上） 発疹（体表面積9%以上）	・疾患 状態	多発硬化症（ADL11以上） パーキンソン病（ADL11以上） その他神経難病 神経難病以外の難病 — 肺気腫／慢性閉塞性肺疾患（COPD） 疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 — — リハビリテーションが必要な疾患が発症してから14日以内 褥瘡（2度以上又は2箇所以上） — うっ血性潰瘍（2度以上） Ⅱ度以上の火傷 肺炎 脱水 体内出血 尿路感染症 創感染
	医療処置	透析 意識障害のある経管栄養（経鼻・胃瘻等） 喀痰吸引（1日8回以上） 酸素療法 インスリン皮下注射（血糖チェック1日3回以上。但し、自己注射を除く）	医療処置	透析 — 喀痰吸引（1日8回以上） —（医療区分3へ） 気管切開・気管内挿管のケア 血糖チェック1日3回以上 皮膚の治療を目的とした栄養・水分補給 皮膚の潰瘍のケア 手術創のケア 足以外の創傷処置 足のケア（蜂巣炎、膿等） 足のケア（開放創） 足の創傷処置
1区医療	医療区分3、2に該当しない者		医療区分3、2に該当しない者	